

平成22年6月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 赤坂和美

平成22年(ワ)第2[ ]号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年5月10日

判 決

兵庫県芦屋市 [ ]

原 告 [ ]

東京都新宿区西新宿八丁目15番1号

被 告 株 式 会 社 武 富 士

同代表者代表取締役 清 川 昭

主 文

- 1 被告は、原告に対し、202万7400円及び内190万5961円に対する平成22年2月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、貸金業を営む被告との間で、金銭消費貸借契約を締結し、借入れと弁済を繰り返してきた原告が、被告に対し、これまで行った弁済のうち、利息制限法所定の制限を超える利息（以下「制限超過部分」という。）としての支払について、借入金元本に充当したところ、別紙「訂正後計算書（以下「計算書」という。）のおおりのとおり、同「残元金」欄記載のおおりの過払金が生じており、被告は、これを不当に利得し、かつ、過払金の存在について悪意の受益者であるとして、民法703条に基づく不当利得返還請求権により過払金残元金合計190万5961円並びに民法704条に基づき各過払金に対する被

告との取引終了日の以後の日である平成22年2月16日までの間に生じた民法所定の年5分の割合による利息の残金合計12万1439円及び上記過払金残元金に対する同月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めた事案である。

## 1 争いのない事実等

以下の事実は当事者間に争いがないか、掲記した証拠あるいは弁論の全趣旨によって容易に認められる。

- (1) 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。
- (2) 原告は、昭和61年2月12日、被告との間で金銭消費貸借契約をなし、利息について、利息制限法1条1項所定の制限利率（以下、単に「制限利率」という。）を超える利率による利息の支払を約定した上で、取引を開始し、平成21年11月26日までの間、別紙「計算書」の「取引日」欄記載の日に、被告から同「借入額」欄記載のとおりの借入れをなし、同「返済額」欄記載のとおり弁済をなすことを繰り返した（以下、かかる取引を通じて「本件取引」という。）。）。
- (3) 被告は、平成22年4月12日、原告に対し、本件第1回口頭弁論期日において、本件取引中、平成8年10月7日までに生じた過払金に関する不当利得返還債務について、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。
- (4) なお、被告は、本件取引中、制限超過部分を利息の債務の弁済として受領した際、貸金業法43条1項の要件を充足していたことについては何ら立証していない。

## 2 争点

- (1) 本件取引が、昭和61年2月12日付け金銭消費貸借契約に基づくものであり、一連のものとして充當計算すべきか。

(2) 消滅時効の抗弁の成否

(3) 被告は、民法704条にいう悪意の受益者か。

3 争点に対する当事者の主張

(1) 本件取引が、昭和61年2月12日付け金銭消費貸借契約に基づくものであり、一連のものとして充当計算すべきか。

ア 原告の主張

本件取引は、昭和61年2月12日付け金銭消費貸借契約（いわゆる基本契約ないし包括契約）に基づくものであるから、一連のものとして充当計算すべきである。

被告のいう2件目ないし5件目の何らかの契約が存在したとしても、それらは、上記基本契約（ないし包括契約）の内容を一部変更するものに過ぎない。

イ 被告の主張

本件取引は、昭和61年2月12日から昭和63年8月24日までの取引、平成4年9月7日から平成6年11月4日までの取引、平成7年5月29日から平成8年10月7日までの取引、平成14年5月1日から平成15年4月22日までの取引及び平成17年3月4日から平成21年11月26日までの取引の5件の金銭消費貸借契約からなる取引である。

したがって、各取引で生じた過払金は、その後の新たな貸付けに当然に充当されないし、原告と被告の間にこれを充当する旨の合意もない。

(2) 消滅時効の抗弁の成否

ア 被告の主張

上記のとおり、平成8年10月7日までの取引から生じた過払金は、その後の貸付けに当然に充当されず、同日以降、原告においてこれに関する不当利得返還請求権の行使が可能であった。

したがって、この時点までの取引で生じた不当利得返還請求権は時効に

より消滅した。

イ 原告の主張

上記のとおり、本件取引は1個の基本契約（ないし包括契約）に基づく取引であり、原告はその取引終了日である平成21年11月26日から不当利得返還請求権の行使が可能になったものである。

よって、消滅時効期間は経過していない。

(3) 被告は、民法704条にいう悪意の受益者か。

ア 原告の主張

被告は貸金業者であり、本件取引に貸金業法43条1項の要件を満たしておらず、いずれ過払金が生じることを知りながら原告の弁済を受領していたのだから悪意の受益者である。

イ 被告の主張

被告は悪意の受益者ではない。少なくとも最高裁平成18年1月13日判決以前に制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したことについては悪意の受益者ではない。

最高裁平成21年7月10日判決は、最高裁平成19年7月13日判決において示された貸金業者が悪意の受益者と推定される要件について、これを原告において主張立証すべき旨を述べたものであり、原告は、この点について主張、立証責任を果たしていない。

なお、被告は、貸金業法43条の適用を受けるべく、同法17条、18条に定める書面の交付を行ってきた。

第3 争点に対する判断

1 本件取引が、昭和61年2月12日付け金銭消費貸借契約に基づくものであり、一連のものとして充当計算すべきか。

(1) 証拠（甲1、2）によると、本件取引は、その期間中に一部、相当期間借入残高のない時期があるものの、借入残高がある期間については、ある程度

の限度額の範囲内で貸付けと弁済が継続的に繰り返されていた様子が窺われ、かかる取引は、原告と被告との間で昭和61年2月12日に原告が電話で借入れ申込みをし、被告が銀行預金口座に振り込むという形態で始まり、以後、原告が金銭を入用になったとき、あるいは、被告から電話で勧誘がある都度、同様の形態で取引が行われたもので、この間、新たに契約書等を作成した事実はないと認められる。

被告の側からは、これに反する立証は何らなされていない。

- (2) かかる取引形態を踏まえると、本件取引は、昭和61年2月12日付けで、継続的な金銭消費貸借取引を行うことを前提にした基本契約が締結され、それに基づき行われたものと認めることができる。
- (3) そうすると、上記契約は、同契約に基づく各借入金債務に対する各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、この過払金を弁済当時存在する他の債務に充当することはもとより、弁済当時他の借入金債務が存在しないときでもその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含んでいると解するのが相当である。
- (4) よって、本件取引を一連のものとして充当計算すべきことになる。

## 2 消滅時効の抗弁の成否

- (1) 過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は、過払金充当合意が過払金返還請求権を行使するに当たって法律上の障害となると解するのが相当であり、過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について、過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後に発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨のもの異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である。

(2) そうすると、本件取引における消滅時効の起算点は、取引終了日である平成21年11月26日となるから、消滅時効期間は経過していない。

3 被告は、民法704条にいう悪意の受益者か。

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される。

ここで、制限利率を超過する利息の契約は、その超過部分について無効であって、その理は、貸金業者についても同様であるところ、貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができることとされているにとどまることや、その充足を明らかにするための証拠は債務者よりも貸金業者が保管していることが通常と解されることなどを踏まえると、貸金業者が民法704条の悪意の受益者であるかを判断するに当たり、制限超過部分を利息の債務の弁済として受領した際に貸金業法43条1項の適用が認められること、あるいは、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情があることについては、貸金業者において主張立証すべきものと解される。

本件については、被告は、上記の点について何ら具体的な主張立証をしないので、本件取引における制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したことに関し、民法704条の悪意の受益者であると推定される。

4 以上に述べてきたところを前提に、本件取引について、制限利率に基づき引き直して計算すると、別紙「計算書」のとおりとなる。なお、甲1によれば、本件取引は利息の算出に当たり、初日を算入しないこととして取引が行われて

いたと認められる。

よって、原告の請求には理由があるから、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所尼崎支部第1民事部

裁判官 横 井 健 太 郎

# 訂正後計算書

(利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 株式会社

債務者

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
S61.02.12	300,000			18%	0		300,000	0	0	0
S61.02.28		6,000	16	18%	2,367	3,633	296,367	0	0	0
S61.03.28		15,000	28	18%	4,092	10,908	285,459	0	0	0
S61.04.28		15,000	31	18%	4,364	10,636	274,823	0	0	0
S61.05.29		15,000	31	18%	4,201	10,799	264,024	0	0	0
S61.06.09		6,412	11	18%	1,432	4,980	259,044	0	0	0
S61.06.09	110,000		0	18%	0	0	369,044	0	0	0
S61.06.09		3,588	0	18%	0	3,588	365,456	0	0	0
S61.06.10		101,000	1	18%	180	100,820	264,636	0	0	0
S61.06.28		15,000	18	18%	2,349	12,651	251,985	0	0	0
S61.07.08	230,000		10	18%	1,242	0	481,985	1,242	0	0
S61.07.08		9,454	0	18%	0	8,212	473,773	0	0	0
S61.07.11		230,000	3	18%	700	229,300	244,473	0	0	0
S61.07.28		15,000	17	18%	2,049	12,951	231,522	0	0	0
S61.08.08	110,000		11	18%	1,255	0	341,522	1,255	0	0
S61.08.08		4,805	0	18%	0	3,550	337,972	0	0	0
S61.08.27		25,000	19	18%	3,166	21,834	316,138	0	0	0
S61.09.08	150,000		12	18%	1,870	0	466,138	1,870	0	0
S61.09.08		7,276	0	18%	0	5,406	460,732	0	0	0
S61.09.29		24,000	21	18%	4,771	19,229	441,503	0	0	0
S61.10.28		24,000	29	18%	6,314	17,686	423,817	0	0	0
S61.11.28		24,000	31	18%	6,479	17,521	406,296	0	0	0
S61.12.27		25,000	29	18%	5,810	19,190	387,106	0	0	0
S61.12.31		0	4	18%	763	0	387,106	763	0	0
S62.01.28		25,000	28	18%	5,345	18,892	368,214	0	0	0
S62.02.09	50,000		12	18%	2,179	0	418,214	2,179	0	0
S62.02.09		7,911	0	18%	0	5,732	412,482	0	0	0
S62.02.28		24,000	19	18%	3,864	20,136	392,346	0	0	0
S62.03.30		24,000	30	18%	5,804	18,196	374,150	0	0	0
S62.04.27		25,000	28	18%	5,166	19,834	354,316	0	0	0
S62.05.27		24,000	30	18%	5,241	18,759	335,557	0	0	0
S62.06.27		25,000	31	18%	5,129	19,871	315,686	0	0	0
S62.07.27		25,000	30	18%	4,670	20,330	295,356	0	0	0
S62.08.28		24,000	32	18%	4,660	19,340	276,016	0	0	0
S62.09.29		25,000	32	18%	4,355	20,645	255,371	0	0	0
S62.10.28		25,000	29	18%	3,652	21,348	234,023	0	0	0
S62.11.28		25,000	31	18%	3,577	21,423	212,600	0	0	0
S62.12.28		25,000	30	18%	3,145	21,855	190,745	0	0	0
S62.12.31		0	3	18%	282	0	190,745	282	0	0
S63.01.28		25,000	28	18%	2,626	22,092	168,653	0	0	0
S63.02.29		24,000	32	18%	2,654	21,346	147,307	0	0	0
S63.03.03	150,000		3	18%	217	0	297,307	217	0	0
S63.03.28		25,000	25	18%	3,655	21,128	276,179	0	0	0
S63.04.27		25,000	30	18%	4,074	20,926	255,253	0	0	0
S63.05.28		25,000	31	18%	3,891	21,109	234,144	0	0	0
S63.06.27		25,000	30	18%	3,454	21,546	212,598	0	0	0
S63.07.26		25,000	29	18%	3,032	21,968	190,630	0	0	0
S63.08.24		455,952	29	18%	2,718	453,234	-262,604	0	0	0
S63.12.31		0	129	0%	0	0	-262,604	0	4,627	0
H01.12.31		0	365	0%	0	0	-262,604	0	13,130	0
H02.12.31		0	365	0%	0	0	-262,604	0	13,130	0
H03.12.31		0	365	0%	0	0	-262,604	0	13,130	0
H04.09.07	500,000		251	0%	0	0	184,375	0	9,004	53,021
H04.09.28		30,000	21	18%	1,904	28,096	156,279	0	0	0



# 訂正後計算書

(利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 (株)武富士

債務者

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H04.10.28		25,000	30	18%	2,305	22,695	133,584	0	0	0
H04.11.30		30,000	33	18%	2,168	27,832	105,752	0	0	0
H04.12.28		30,000	28	18%	1,456	28,544	77,208	0	0	0
H04.12.31		0	3	18%	113	0	77,208	113	0	0
H05.01.25		30,000	25	18%	951	28,936	48,272	0	0	0
H05.02.25		30,000	31	18%	737	29,263	19,009	0	0	0
H05.03.29		30,000	32	18%	299	29,701	-10,692	0	0	0
H05.04.26		30,000	28	0%	0	30,000	-40,692	0	41	0
H05.05.26		30,000	30	0%	0	30,000	-70,692	0	167	0
H05.06.29		30,000	34	0%	0	30,000	-100,692	0	329	0
H05.07.05	180,000		6	0%	0	0	78,689	0	82	619
H05.07.26		30,000	21	18%	814	29,186	49,503	0	0	0
H05.08.31		30,000	36	18%	878	29,122	20,381	0	0	0
H05.09.28		30,000	28	18%	281	29,719	-9,338	0	0	0
H05.10.28		30,000	30	0%	0	30,000	-39,338	0	38	0
H05.11.29		30,000	32	0%	0	30,000	-69,338	0	172	0
H05.12.29		25,000	30	0%	0	25,000	-94,338	0	284	0
H05.12.31		0	2	0%	0	0	-94,338	0	25	0
H06.01.13	100,000		13	0%	0	0	4,976	0	167	686
H06.01.27		25,000	14	18%	34	24,966	-19,990	0	0	0
H06.03.01		20,000	33	0%	0	20,000	-39,990	0	90	0
H06.03.29		25,000	28	0%	0	25,000	-64,990	0	153	0
H06.04.14	30,000		16	0%	0	0	-35,375	0	142	385
H06.04.28		25,000	14	0%	0	25,000	-60,375	0	67	0
H06.05.30		25,000	32	0%	0	25,000	-85,375	0	264	0
H06.06.29		30,000	30	0%	0	30,000	-115,375	0	350	0
H06.07.29		13,000	30	0%	0	13,000	-128,375	0	474	0
H06.08.16	40,000		18	0%	0	0	-89,846	0	316	1,471
H06.08.29		25,000	13	0%	0	25,000	-114,846	0	159	0
H06.09.28		25,000	30	0%	0	25,000	-139,846	0	471	0
H06.10.05	30,000		7	0%	0	0	-110,610	0	134	764
H06.10.31		20,000	26	0%	0	20,000	-130,610	0	393	0
H06.11.04		493,464	4	0%	0	493,464	-624,074	0	71	0
H06.12.31		0	57	0%	0	0	-624,074	0	4,872	0
H07.05.29	500,000		149	0%	0	0	-142,147	0	12,737	18,073
H07.06.29		30,000	31	0%	0	30,000	-172,147	0	603	0
H07.08.01		25,000	33	0%	0	25,000	-197,147	0	778	0
H07.09.04		30,000	34	0%	0	30,000	-227,147	0	918	0
H07.10.03		20,000	29	0%	0	20,000	-247,147	0	902	0
H07.10.05	50,000		2	0%	0	0	-200,415	0	67	3,268
H07.11.09		25,000	35	0%	0	25,000	-225,415	0	960	0
H07.11.30		21,000	21	0%	0	21,000	-246,415	0	648	0
H07.12.28		30,000	28	0%	0	30,000	-276,415	0	945	0
H07.12.31		0	3	0%	0	0	-276,415	0	113	0
H08.01.30		30,000	30	0%	0	30,000	-306,415	0	1,132	0
H08.02.29		25,000	30	0%	0	25,000	-331,415	0	1,255	0
H08.03.29		30,000	29	0%	0	30,000	-361,415	0	1,312	0
H08.04.24	90,000		26	0%	0	0	-279,063	0	1,283	7,648
H08.05.01		20,000	7	0%	0	20,000	-299,063	0	266	0
H08.05.30		25,000	29	0%	0	25,000	-324,063	0	1,184	0
H08.06.28	30,000		29	0%	0	0	-296,796	0	1,283	2,733
H08.07.01		30,000	3	0%	0	30,000	-326,796	0	121	0
H08.07.31		30,000	30	0%	0	30,000	-356,796	0	1,339	0
H08.08.23		30,000	23	0%	0	30,000	-386,796	0	1,121	0

# 訂正後計算書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 (株)武富士

債務者 XXXXXXXXXX

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H08.09.30		30,000	38	0%	0	30,000	-416,796	0	2,007	0
H08.10.07		427,028	7	0%	0	427,028	-843,824	0	398	0
H08.12.31		0	85	0%	0	0	-843,824	0	9,798	0
H09.12.31		0	365	0%	0	0	-843,824	0	42,191	0
H10.12.31		0	365	0%	0	0	-843,824	0	42,191	0
H11.12.31		0	365	0%	0	0	-843,824	0	42,191	0
H12.12.31		0	366	0%	0	0	-843,824	0	42,191	0
H13.12.31		0	365	0%	0	0	-843,824	0	42,191	0
H14.05.01	500,000		121	0%	0	0	-583,549	0	13,986	239,725
H14.05.08		502,800	7	0%	0	502,800	-1,086,349	0	559	0
H14.05.30	500,000		22	0%	0	0	-590,181	0	3,273	3,832
H14.07.01		50,000	32	0%	0	50,000	-640,181	0	2,587	0
H14.07.31		30,000	30	0%	0	30,000	-670,181	0	2,630	0
H14.08.29		30,000	29	0%	0	30,000	-700,181	0	2,662	0
H14.09.28		20,000	30	0%	0	20,000	-720,181	0	2,877	0
H14.10.28		20,000	30	0%	0	20,000	-740,181	0	2,959	0
H14.11.05	90,000		8	0%	0	0	-664,707	0	811	14,526
H14.11.28		21,000	23	0%	0	21,000	-685,707	0	2,094	0
H14.12.28		25,000	30	0%	0	25,000	-710,707	0	2,817	0
H14.12.31		0	3	0%	0	0	-710,707	0	292	0
H15.01.28		25,000	28	0%	0	25,000	-735,707	0	2,725	0
H15.02.28		26,000	31	0%	0	26,000	-761,707	0	3,124	0
H15.03.28		21,000	28	0%	0	21,000	-782,707	0	2,921	0
H15.04.22		442,000	25	0%	0	442,000	-1,224,707	0	2,680	0
H15.12.31		0	253	0%	0	0	-1,224,707	0	42,445	0
H16.12.31		0	366	0%	0	0	-1,224,707	0	61,235	0
H17.03.04	694		63	0%	0	0	-1,224,707	0	10,569	694
H17.03.04	500,000		0	0%	0	0	-854,915	0	0	130,208
H17.03.28		21,000	24	0%	0	21,000	-875,915	0	2,810	0
H17.04.27		21,000	30	0%	0	21,000	-896,915	0	3,599	0
H17.05.27		21,000	30	0%	0	21,000	-917,915	0	3,685	0
H17.06.28		21,000	32	0%	0	21,000	-938,915	0	4,023	0
H17.07.04	30,000		6	0%	0	0	-923,803	0	771	14,888
H17.07.27		21,000	23	0%	0	21,000	-944,803	0	2,910	0
H17.08.24		21,000	28	0%	0	21,000	-965,803	0	3,623	0
H17.09.27		21,000	34	0%	0	21,000	-986,803	0	4,498	0
H17.10.28		21,000	31	0%	0	21,000	-1,007,803	0	4,190	0
H17.11.28		21,000	31	0%	0	21,000	-1,028,803	0	4,279	0
H17.12.28		21,000	30	0%	0	21,000	-1,049,803	0	4,227	0
H17.12.31		0	3	0%	0	0	-1,049,803	0	431	0
H18.01.28		23,000	28	0%	0	23,000	-1,072,803	0	4,026	0
H18.02.28		30,000	31	0%	0	30,000	-1,102,803	0	4,555	0
H18.03.06	90,000		6	0%	0	0	-1,046,448	0	906	33,645
H18.03.28		21,000	22	0%	0	21,000	-1,067,448	0	3,153	0
H18.04.27		24,000	30	0%	0	24,000	-1,091,448	0	4,386	0
H18.05.29		25,000	32	0%	0	25,000	-1,116,448	0	4,784	0
H18.06.28		25,000	30	0%	0	25,000	-1,141,448	0	4,588	0
H18.07.14	50,000		16	0%	0	0	-1,110,860	0	2,501	19,412
H18.07.28		21,000	14	0%	0	21,000	-1,131,860	0	2,130	0
H18.08.28		25,000	31	0%	0	25,000	-1,156,860	0	4,806	0
H18.09.26		25,000	29	0%	0	25,000	-1,181,860	0	4,595	0
H18.10.29		25,000	33	0%	0	25,000	-1,206,860	0	5,342	0
H18.10.31	50,000		2	0%	0	0	-1,174,063	0	330	17,203
H18.11.28		21,000	28	0%	0	21,000	-1,195,063	0	4,503	0

**訂正後計算書** (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 (株)武富士

債務者 XXXXXXXXXX

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H18.12.29		25,000	31	0%	0	25,000	-1,220,063	0	5,074	0
H18.12.31		0	2	0%	0	0	-1,220,063	0	334	0
H19.01.29		21,000	29	0%	0	21,000	-1,241,063	0	4,846	0
H19.02.05	40,000		7	0%	0	0	-1,217,010	0	1,190	15,947
H19.02.28		25,000	23	0%	0	25,000	-1,242,010	0	3,834	0
H19.03.28		25,000	28	0%	0	25,000	-1,267,010	0	4,763	0
H19.04.04	20,000		7	0%	0	0	-1,256,821	0	1,214	9,811
H19.04.27		25,000	23	0%	0	25,000	-1,281,821	0	3,959	0
H19.05.28		25,000	31	0%	0	25,000	-1,306,821	0	5,443	0
H19.06.28		23,000	31	0%	0	23,000	-1,329,821	0	5,549	0
H19.07.28		30,000	30	0%	0	30,000	-1,359,821	0	5,465	0
H19.08.29		30,000	32	0%	0	30,000	-1,389,821	0	5,960	0
H19.09.28		30,000	30	0%	0	30,000	-1,419,821	0	5,711	0
H19.10.26		30,000	28	0%	0	30,000	-1,449,821	0	5,445	0
H19.11.27		25,000	32	0%	0	25,000	-1,474,821	0	6,355	0
H19.12.04	140,000		7	0%	0	0	-1,380,122	0	1,414	45,301
H19.12.25		29,000	21	0%	0	29,000	-1,409,122	0	3,970	0
H19.12.31		0	6	0%	0	0	-1,409,122	0	1,158	0
H20.01.28		23,000	28	0%	0	23,000	-1,432,122	0	5,390	0
H20.02.27		25,000	30	0%	0	25,000	-1,457,122	0	5,869	0
H20.03.10	40,000		12	0%	0	0	-1,435,897	0	2,388	18,775
H20.03.28		25,000	18	0%	0	25,000	-1,460,897	0	3,530	0
H20.04.06	15,000		9	0%	0	0	-1,451,223	0	1,796	5,326
H20.04.27		22,000	21	0%	0	22,000	-1,473,223	0	4,163	0
H20.05.27		25,000	30	0%	0	25,000	-1,498,223	0	6,037	0
H20.06.28		20,000	32	0%	0	20,000	-1,518,223	0	6,549	0
H20.07.27		30,000	29	0%	0	30,000	-1,548,223	0	6,014	0
H20.08.28		25,000	32	0%	0	25,000	-1,573,223	0	6,768	0
H20.09.03	60,000		6	0%	0	0	-1,544,043	0	1,289	30,820
H20.09.28		30,000	25	0%	0	30,000	-1,574,043	0	5,273	0
H20.10.01	20,000		3	0%	0	0	-1,559,961	0	645	5,918
H20.10.27		30,000	26	0%	0	30,000	-1,589,961	0	5,540	0
H20.11.26		30,000	30	0%	0	30,000	-1,619,961	0	6,516	0
H20.12.26		20,000	30	0%	0	20,000	-1,639,961	0	6,639	0
H20.12.26		5,000	0	0%	0	5,000	-1,644,961	0	0	0
H20.12.31		0	5	0%	0	0	-1,644,961	0	1,123	0
H21.01.27		30,000	27	0%	0	30,000	-1,674,961	0	6,084	0
H21.02.28		30,000	32	0%	0	30,000	-1,704,961	0	7,342	0
H21.03.28		30,000	28	0%	0	30,000	-1,734,961	0	6,539	0
H21.04.27		23,000	30	0%	0	23,000	-1,757,961	0	7,129	0
H21.05.28		21,000	31	0%	0	21,000	-1,778,961	0	7,465	0
H21.06.26		20,000	29	0%	0	20,000	-1,798,961	0	7,067	0
H21.06.26		1,000	0	0%	0	1,000	-1,799,961	0	0	0
H21.07.28		21,000	32	0%	0	21,000	-1,820,961	0	7,890	0
H21.08.28		21,000	31	0%	0	21,000	-1,841,961	0	7,732	0
H21.09.28		21,000	31	0%	0	21,000	-1,862,961	0	7,822	0
H21.10.27		20,000	29	0%	0	20,000	-1,882,961	0	7,400	0
H21.10.27		1,000	0	0%	0	1,000	-1,883,961	0	0	0
H21.11.26		22,000	30	0%	0	22,000	-1,905,961	0	7,742	0
H21.12.31		0	35	0%	0	0	-1,905,961	0	9,138	0
H22.02.16			47	0%	0	0	-1,905,961	0	12,271	0
									未充当計	
									121,439	

これは正本である。

平成22年6月7日

神戸地方裁判所尼崎支部

裁判所書記官 赤坂和

